

銀行法施行規則第19条の2および同第19条の3の第1項各号に定められた指標等、同第19条の2第1項第5号二等の規定にもとづき金融庁告示第15号に定められた自己資本の充実の状況、ならびに同第19条の2第1項第6号等の規程にもとづき金融庁告示第21号に定められた報酬等に関する開示事項については、別冊「2025統合報告書（データ編）」で開示しています。

併せてご参照ください。

2025年7月

武蔵野銀行 総合企画部 IR広報室

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8

TEL. 048-641-6111(代表)



<https://www.musashinobank.co.jp>